

契約変更理由書

神戸市

工 事 名	西垂水第2高層・新西神低層連絡管整備工事その1
工期延期 当初：令和7年3月15日～令和8年8月31日 変更：令和7年3月15日～令和8年12月28日	
契約変更の理由 ・新設水道管φ600mm布設路線において、車道から歩道へ管材料を吊り込む際に植栽が支障となるため、建設局と協議した結果、撤去・新植する必要が生じた。 ・新設水道管φ500mm、φ700mm布設路線において、試掘結果により既設舗装厚が$t=15\text{ cm}$（設計$t=10\text{ cm}$）であり建設局と協議した結果、既設舗装厚での復旧を指示されたため、舗装復旧が3号工から特3号工に変更となった。 ・新設水道管φ700mm布設路線において、試掘結果を基に新設位置について道路管理者と協議した結果、街渠下となることから街渠及び防護柵（ガードパイプ）取り壊し・復旧の数量が増加した。また、既設街渠柵から雨水幹線へ接続している排水管路が支障となることが判明し、排水管路の撤去及び復旧工事の数量が増加した。 ・新設水道管φ500mm布設路線において車道部を規制して施工を行っていたが、規制による交通渋滞が頻発し苦情が絶えなかったため、規制区間の範囲を短くしたことにより1日の布設延長が短くなり工事進捗が遅延した。これにともない交通誘導警備員の人数が増員となる。 ・新設水道管φ700mm布設路線は、φ500mm布設と同路線であるため、規制区間の範囲を短くすることにより工事進捗の遅延が見込まれる。また、街渠及び防護柵等の復旧についても、φ700mm路線での作業となることから、同様に1日の布設延長が短くなるため工事の進捗の遅延が見込まれる。これにともない交通誘導警備員の人数が増員となる。 工期延長の理由 ・新設水道管φ500mm、φ700mm布設路線において、西日本高速道路株式会社の発注工事が近接して同時施工されており、施工ヤード、重機配置計画、安全管理区画等の調整を日常的に実施する必要が生じ、施工順序の変更及び待機時間等が必要となったため、35日の工期延長が必要となった。 ・永井谷IC交差点付近の施工時に、近隣住民からの工事騒音に対する改善要望があったため、関係機関と協議した結果、吸音パネル等の防音設備の設置を実施することとなり、騒音対策を実施するまでに時間が必要となったため、9日の工期延長が必要となった。 ・新設水道管φ700mm布設路線において、地山部分に試掘では確認できなかった軟岩地盤が確認されたため、作業効率の低下が著しく見込まれることから、30日の工期延長を要する。 ・新設水道管φ700mm布設路線において、既設街渠柵から雨水幹線へ接続している排水管路が支障となることが判明し、道路管理者と協議した結果、排水機能を確保しながら支障となる排水管路の撤去及び復旧工事の施工が必要となったため、45日の工期延長が必要となった。 上記の理由により119日の工期延期が生じる。	

(公表様式第6号)